**新型コロナウイルス感染者が発生した際の保健所との連絡調整について（お願い）**

令和4年12月20日

豊田市保健所感染症予防課

ハイリスク者が入所する高齢者施設で新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、高齢者の命を守り、業務を継続させるため、以下について御協力をお願いします。

1. **施設内で入所者の新型コロナウイルス感染者が発生したとき**
2. **市への報告**
* 主管部局と保健所に連絡。保健所は陽性者の聞き取りと療養期間の把握を行う
* 以後、施設は新たな感染者が発生するごとに、保健所に連絡をする
1. **健康観察**
* 施設は、毎日のバイタル、SPO2、その他全身状態の把握を行う。体調の悪化がみられる際は、施設協力医に相談する
* 救急車での受診が必要な場合は、保健所に早急に連絡する（一刻を争う時は保健所を通さず救急車要請をする）
* 保健所は毎日感染者数と体調悪化者の把握を行い、緊急時の対応について施設と共有する
1. **施設協力医又はかかりつけ医との連携**
* 陽性者の体調悪化や急変時について、あらかじめ施設協力医等に対応方針を確認しておく
1. **感染対策強化**
* 保健所作成「ハイリスク施設等コロナ感染拡大防止の初動時の確認表」、厚労省「介護現場における感染対策の手引き」等を確認する
1. **施設利用者が５名以上発生した場合（クラスター対策として保健所が介入）**
2. **疫学調査**
	* + 保健所による疫学調査及び濃厚接触者の特定。施設は、陽性者の行動や他者との接触状況、どのような感染対策を行っていたかを具体的に把握しておく
3. **感染対策徹底**
	* + 保健所は、施設内のゾーニングや感染対策等を聞き取り、具体的に助言を行う
4. **平時からの体制強化**
* 感染症の発生、まん延防止のための指針の整備、研修及び訓練等実施
* 多くの職員が陽性となった際、業務継続が可能となるよう体制整備
* 急変時や医療ひっ迫により受診待機となった時に備え、協力医療機関に事前確認
* DMATによる感染対策指導・助言の活用の検討
* 感染対策用衛生材料の備蓄確認・補充

この対応は、新型コロナウイルスが２類相当時点での対応となります。